

社会医療法人 寿楽会 介護老人保健施設 箕面グリーンビィラ
指定訪問リハビリテーション事業所〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会医療法人寿楽会が設置する介護老人保健施設箕面グリーンビィラにおいて実施する指定訪問リハビリテーション事業〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

指定介護予防訪問リハビリテーションにおいては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目的とし、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。

- 2 事業所は法人理念である「医療を通じた人々との心のふれあい」を基に信条として「心を込めた医療とケアで安心とゆとりをお届けします」「明るく楽しい家庭的な生活サービスと行き届いた医療ケアを提供します」「まごころと敬愛をもって、個人の尊厳やプライバシーを大切にします」「個人個人に適応したリハビリテーションを提供し、自立を支援します」「居宅においてもできる限り質の高い生活ができるよう援助します」を掲げ、実践する。
- 3 事業所は、利用者の意および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 4 事業所は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 5 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供

する者との連携に努める。

- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 7 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 8 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医および居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 9 前7項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定ならびに指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年11月1日大阪府条例第115号）」、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定ならびに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年11月1日大阪府条例第116号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

1. 名 称 社会医療法人 寿楽会 介護老人保健施設箕面グリーンビィラ
2. 所在地 大阪府箕面市栗生間谷東一丁目33番25号

（従業者の職種、員数および職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- （1）医師 1人以上 介護老人保健施設と専従
- （2）理学療法士等 1人以上 介護老人保健施設と専従

理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、医師の指示および訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（営業日および営業時間）

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日
ただし、但し日曜日、国民の祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時45分から午後5時15分
- （3）上記営業日、営業時間の他も、電話等により連絡が可能な体制とする。

(指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 日常生活動作訓練
- (3) 歩行訓練 など

- 2 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、利用者の希望、リハビリテーションの目標および方針、健康状態、実施上の留意点、終了の目安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画書(介護予防訪問リハビリテーション計画書)を作成する。あわせて、訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)のに基づき、療養上必要な事項について利用者またはその家族に対し、指導または説明を行い、適切なリハビリテーションを提供する。また、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成にあたっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により情報を把握する。
- 3 理学療法士または作業療法士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の利用料等)

第7条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 事業所から片道5キロメートル未満 500円
- (2) 事業所から片道5キロメートル以上は上記の500円に片道1キロメートルにつき200円を加算する。

- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 5 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し当該サービスの内容および費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容および支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、箕面市、豊中市、吹田市、茨木市、池田市とする。

（衛生管理）

- 第9条 事業所は、従業者の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努める。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
- （1） 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2） 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
- （3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

- 第10条 従業者は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行い、速やかに主治医に連絡をとり指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して行った処置について記録をする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

- 第11条 事業所は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に係る利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関し、介護保険法第23条の規定に基づき、市町村が行う文書その他の物件の提出や提示の求め、または当該市町村の職員からの質問や照会に応じ、調査に協力する。また、市町村から指導や助言を受けた場合は、その内容に従い必要な改善を行う。
- 3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力する。また、同連合会から指導や助言を受けた場合は、その内容に従い必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずる。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の継続な提供および非常時の体制

による早期の業務再開を目的とした計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

（身体拘束）

第15条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

（地域との連携等）

第16条 市町村等が実施する事業において当該事業所に協力要請があった場合、速やかに協力する。

（記録等の整備）

第17条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕を完結した日から5年間保存する。

1. 訪問リハビリテーション計画
2. 提供した具体的なサービス内容の記録および診療記録
3. 市町村への通知に係る記録
4. 苦情の内容等の記録
5. 事故の状況および事故に際して行なった処置についての記録

（職員の健康管理）

第18条 職員は事業所が行う年1回の健康診断を受診する。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 事業所は運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用者負担の額、苦情処理の対応およびプライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。また、運営規程、重要事項をウェブサイトに掲載する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人寿楽会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(附則)

この規程は、平成16年6月1日から施行する。
平成25年1月1日より改定する。
平成26年12月5日より改定する。
令和5年4月1日より改定する。
令和6年4月1日より改定する。
令和7年4月1日より改定する。